

七尾市農業委員会だより

2017
初夏

平成29年6月1日発行/発行 七尾市農業委員会/編集 農業委員会だより編集委員会
TEL 0767 (53) 8440/FAX 0767 (52) 7765/E-mail:nougyouininkai@city.nanao.lg.jp

No.48



3年間を振り返って

会長 福田 浩

平成26年7月30日に初総会にて第4期会長に選出された時は身が震える思いでした。

「行動する農業委員として、七尾市の農業振興のため、優良農地の確保と農地の有効活用を図り、担い手への農地集積を進めます。」と、このような事を会長就任のあいさつで言ったことを思い出します。

この年、平成26年くらいから国では農業委員会制度の改革を進めようとしており、選出は公選制や関係団体の推薦制を廃止して、市長の任命制、数は現行の半分、その過半数は認定農業者、また、新たに農地利用最適化推進委員を設ける事を打ち出しました。

これからの農業委員は、地域の世話役として農業の持続的発展を目指し取り組んでいくために、担い手の育成や優良農地の確保、遊休農地の解消など、地域の農地と担い手を守り、活かすための重要な役割を果たす必要があります。

この3年間は、農業委員会法、農協法、農地法の一部改正、まさに改正、改正、という変化の期間でありましたが、会長職としてがむしゃらに走ってまいりました。

最後に、私は今期を、持って農業委員を引退します。七期二十一年皆様のおかげで農業委員を務めることが出来ました。長きにわたりありがとうございました。

七尾市農業委員会が行ったこと。

○農業委員会の役割

- ・農地等の利用の最適化
- ・農地の集積・集約化
- ・耕作放棄地の発生防止・解消
- ・新規参入の促進

○農業委員の役割

- ・毎月行われる総会の出席。
- ・農地の貸借・売買、農地転用許可等を審議、判断を行う。
- ・農地利用最適化推進指針を作成し、指針に基づき活動計画を作成する。

○農地利用最適化推進委員の役割

- ・総会等に出席し、農地利用の最適化について意見を述べる
- ・農地利用最適化推進指針の作成に参画し、指針に基づいて現場活動を行う。

○共通【農業委員・農地利用最適化推進委員】の役割

- ・毎年担当地区の農地利用状況を調査する。
- ・農業者等からの農地等に関して相談に応じる。

○農業委員会総会に諮る申請書の提出

- ・総会開催（基本毎月25日）月の10日までに提出（農地の貸借・売買、農地転用等）

※農地に関する疑問、質問は農業委員会事務局まで

新制度における農業委員会は7月24日から始まります。

頑張ってます!

《part 25》

夫婦で二人三脚

七尾市中島町上畠 ほんたに 本谷 宏志さん・亜以里さん



平成29年3月に家族協定を結び、農業をスタート、現在、ハウス栽培で葉物野菜を栽培し出荷している。

ハウスの中は、サラダなどで使われ野菜が数種類、ドレッシングもついでいけば、すぐに食べられるくらい、おいしそうな葉物が植え付けられている。

以前小松に住んでいた宏志さんは父の実家のある中島町上畠に住んでいるおばあちゃんの農作業を手伝うと褒められたことがうれしくて、農作業が大好きになり、同じく亜以里さんも農業が大好きで、専門学校卒業後、専門とは全く関係ない農業の世界に飛び込みました。

そんな2人が、縁あって、中島の鉤打地内にあるそれぞれの事業体で農作業をしていましたが、共通の「農業が好き」ということから、意気投合、めでたく結婚、今



は、若い二人はおじいちゃん、おばあちゃんのアイドル的存在で、作業をしていると必ず声をかけて、色々とアドバイスをしてくれます。そうやって自分たちのやっていることを暖かく見てくれることがとてもうれしく、宏志さんも亜以里さんも満面名な笑顔で語る。

将来は、ハウスを増やし、多種の品目を栽培、地域の方々が集う農場、休憩時間には皆でお茶でも飲んで一服、「楽しいだろうな」と未来の姿を想像する。

まずは、ハウスを増やし、農業機械をそろえ、一步、一步進んでいく。

農業大好きなお二人さん、これからも地域の方に愛され、二人三脚で頑張ってください。

農地パトロール（利用状況調査）の実施について

★農地パトロールとは

農地法で毎年1回農地利用状況を調査しなければならぬこととなっています。遊休農地の解消、違反転用の防止を目的に実施します。

○遊休農地の定義

- ・現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的供されないと見込まれる農地
- ・農業上の利用程度がその周辺の地域における農地利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地

○違反転用の定義

- ・無許可で転用した場合、又は許可条件に違反して転用した場合

★実施時期

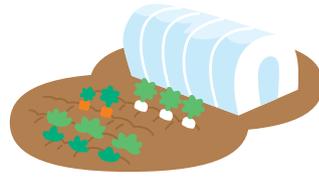
○平成29年8月1日から9月末まで

★お願い

○農業委員、農地利用最適化推進委員、事務局職員等が地域を巡回し調査を行う際に農地の中に立ち入ることもありますのでご理解とご協力をお願いします。

※なお、すでに山林や原野のような状態になっているなど、草刈りや農業機械による耕起だけでは再生が困難な農地については、所有者の方からの申請によりその農地が「非農地」として判断され、地目変更も可能になります。（但し、農業委員会が現地を確認し認めた場合）

該当する農地がある場合は、地区担当の農業委員、推進委員、農業委員会事務局にご相談ください。



女性農業委員の食育活動

餅つき&イチゴ狩り

今年も女性農業委員が中心となり餅つきといちご狩りを行いました。

餅つきは、もち米や古代米は委員仲間が提供してくださり、当日は男性委員の応援により園児と一緒に餅をつきました。あんこやきなこを付けたお餅を、園児たちは、とてもおいしそうに食べていました。

いちご狩りは、坂尻委員のいちご園で行い、大きくて真っ赤なイチゴをパックいっぱい詰め、自分で採ったイチゴを「甘い」とおいしそうに食べていました。

食育活動を通し、子どもたちに手作りのおいしさを知らせることができ、とても幸福な時間を過ごせました。

協力くださいました方々、ありがとうございました。



● 農業委員会申請事務処理状況

平成28年1月～12月末

| 区分 | 件数 | 面積 (㎡) |
|---------------------|-----|-----------|
| 農地法第3条（所有権及び利用権） | 50 | 83,949 |
| 農業経営基盤強化法（利用権） | 538 | 1,718,346 |
| 農地法第4条（農地転用） | 5 | 1,463 |
| 農地法第5条（権利移動の伴う農地転用） | 17 | 8,443 |
| 農地法第18条（利用権解約） | 201 | 172,099 |
| 計 | 811 | 1,984,300 |

水稻作一般の農作業受託料金

単位：円/10a当たり

| 作業別 | 個人農家 | | | 生産組織等 | | |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 県 | 加賀 | 能登 | 県 | 加賀 | 能登 |
| 育苗(稚苗) | 9,600 | 8,500 | 10,600 | 8,700 | 8,300 | 9,200 |
| 耕起から代かきまで | 16,700 | 16,400 | 16,900 | 15,800 | 15,000 | 16,700 |
| 機械田植え(苗代別) | 7,800 | 8,500 | 7,000 | 8,000 | 8,600 | 7,400 |
| 機械刈取(コンバイン) | 20,100 | 21,100 | 19,000 | 20,300 | 20,900 | 19,400 |
| 刈取から乾燥・調整まで | 34,900 | 35,100 | 34,700 | 32,500 | 30,100 | 34,900 |

※平成29年3月石川県農業会議所資料抜粋

七尾市賃借料情報

平成28年1月から12月までに締結(公告)された賃借料水準(10a当たり)は下記のとおりとなっております。

田(水稻)の部

単位：円(数)

| 地域名 | 平均値 | 最高額 | 最低額 | データ数 |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 旧七尾市 | 5,000 | 6,000 | 1,000 | 835 |
| 旧田鶴浜町 | 5,000 | 6,000 | 3,000 | 898 |
| 旧中島町 | 5,600 | 7,000 | 1,000 | 1,071 |
| 旧能登島町 | 5,000 | 5,800 | 5,000 | 378 |

畑の部

単位：円(数)

| 地域名 | 平均値 | 最高額 | 最低額 | データ数 |
|-------|-------|-------|-------|------|
| 旧七尾市 | — | — | — | — |
| 旧田鶴浜町 | 5,000 | 5,000 | 5,000 | 11 |
| 旧中島町 | 3,900 | 6,000 | 2,000 | 8 |
| 旧能登島町 | 5,700 | 8,000 | 5,000 | 7 |

- ※1 農振農用地(青地)及び農振農用地外(白地)を合わせたデータです。
- ※2 物納支給(水稻)としている場合は、玄米60kg当たり10,000円に換算しています。
- ※3 金額は算出結果を四捨五入し100円単位としています。
- ※4 賃借料金の発生していないものについては含まれておりません。

経営と暮らしに役立つ情報がいっぱいの農業専門誌

全国農業新聞を購読しましょう!

※発行日 毎週金曜日
 ※購読料 一ヶ月700円
 年額8,400円

農業者のための年金

農業者年金

に加入しましょう!

お問い合わせ、お申込みは農業委員会へ
 ☎ 53-8440 FAX 52-7765

編集後記

7月24日から制度改正に伴った農業委員会がスタートします。7月23日で任期満了を迎える私たち編集委員の役割は今回で終了いたします。取材等でご協力くださいました皆様ありがとうございました。次号からは新編集委員が編集を行いますので、今まで同様にご協力をお願いします。

編集委員会委員長島本・委員一同

事務局からのお知らせ

4月の人事異動で農業委員会局長に前畑幸雄が配属されました。

これから皆様のお役にたてるよう一生懸命頑張りますのでご指導・ご鞭撻の程よろしくお願い申し上げます。